

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	子ども・子育て支援事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は子ども・子育て支援事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

笠間市長

公表日

平成29年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援事業に関する事務
②事務の概要	1. 子ども子育て支援法に基づく支給認定者の管理 申請に基づき教育・保育施設等への入退園を管理 ①. 申請受付(宛名参照) ②. 支給認定 ③. 入所決定 ④. 入所決定通知 2. 世帯状況, 世帯員の税額等を参照し, 徴収基準表をもとに保育料を決定, 徴収 ①. 口座申込 ②. 世帯住民税参照 ③. 料金計算 ④. 保育料決定通知 ⑤. 口座振替依頼(納付書作成) ⑥. 振替(納付)結果消込 ⑦. 督促, 滞納処分 ⑧. 他市町村への税額等照会 ⑨. マイナーポータルのお知らせ機能での通知 ⑩. 電子申請機能を經由して受領することができる。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム, 児童クラブシステム, 宛名管理システム, 中間サーバー, いばらき電子申請届出サービスシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル, 家族台帳情報ファイル, 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第8項 第94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条 第68条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子ども福祉課
②所属長	子ども福祉課長 菅井 敏幸
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部子ども福祉課 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部子ども福祉課 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども福祉課長 渡部 明	子ども福祉課長 菅井 敏幸		
平成29年4月1日	1.②事務の概要	1. 申請に基づき、保育所への入退所を管理 ①. 申請受付(宛先参照) ②. 入所決定 ③. 入所決定通知 2. 世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 ①. 口座申込 ②. 料金計算 ③. 保育料決定通知 ④. 口座振替依頼(納付書作成) ⑤. 振替(納付)結果消込 ⑥. 他市町村への税額等照会	1申請に基づき、保育所への入退所を管理 ①. 申請受付(宛先参照) ②. 入所決定 ③. 入所決定通知 2世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 ①. 口座申込 ②. 料金計算 ③. 保育料決定通知 ④. 口座振替依頼(納付書作成) ⑤. 振替(納付)結果消込 ⑥. 他市町村への税額等照会 ⑦. マイナーポータルのお知らせ機能での通知		
平成29年4月1日	システムの名称	子ども・子育て支援システム、児童クラブシステム、宛名管理システム、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、児童クラブシステム、宛名管理システム、中間サーバー、茨城電子申請届出サービスシステム		
平成29年8月1日	事務の名称	保育料の賦課、決定、徴収事務	子ども・子育て支援事業に関する事務		
平成29年8月1日	評価書名	保育料の賦課、決定、徴収事務	子ども・子育て支援事業に関する事務		
平成29年8月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	本市は、保育料の賦課、決定、徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	本市は、子ども・子育て支援事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	1.②事務の概要	<p>1申請に基づき、保育所への入退所を管理</p> <p>①. 申請受付(宛先参照)</p> <p>②. 入所決定</p> <p>③. 入所決定通知</p> <p>2世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収</p> <p>①. 口座申込</p> <p>②. 料金計算</p> <p>③. 保育料決定通知</p> <p>④. 口座振替依頼(納付書作成)</p> <p>⑤. 振替(納付)結果消込</p> <p>⑥. 他市町村への税額等照会</p> <p>⑦. マイナーポータルのお知らせ機能での通知</p>	<p>1. 子ども子育て支援法に基づく支給認定者の管理</p> <p>申請に基づき教育・保育施設等への入退園を管理</p> <p>①. 申請受付(宛名参照)</p> <p>②. 支給認定</p> <p>③. 入所決定</p> <p>④. 入所決定通知</p> <p>2. 世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収</p> <p>①. 口座申込</p> <p>②. 世帯住民税参照</p> <p>③. 料金計算</p> <p>④. 保育料決定通知</p> <p>⑤. 口座振替依頼(納付書作成)</p> <p>⑥. 振替(納付)結果消込</p> <p>⑦. 督促・滞納処分</p> <p>⑧. 他市町村への税額等照会</p> <p>⑨. マイナーポータルのお知らせ機能での通知</p> <p>⑩. 電子申請機能を経由して受領することができる。</p>		
平成29年8月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福祉部子ども福祉課幼保連携推進室 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101	福祉部子ども福祉課 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101		
平成29年8月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	福祉部子ども福祉課幼保連携推進室 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101	福祉部子ども福祉課 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101		
平成29年8月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 116	番号法第9条第1項 別表第一 第8項 第94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条 第68条		